

遅延損害金及び延滞金について

水道料金及び下水道使用料を納期限までにお支払いがない場合、水道料金については遅延損害金が、また下水道使用料については延滞金が発生する場合があります。

令和3年4月以降に債権が発生する水道料金及び下水道使用料が対象です。

水道料金及び下水道使用料は、納期限までにお支払いいただきますようお願いいたします。

水道料金のお支払いが納期限を過ぎた場合

【遅延損害金の計算方法】

遅延損害金^(※1)

= 水道料金未納金額^(※2) × 年当たりの割合^(※3) × 日数^(※4) / 365 日

※1 百円未満切り捨て、千円未満の場合は全額切り捨て

※2 千円未満切り捨て、2千円未満の場合は全額切り捨て

※3 3%（民法404条に規定する法定利率）

* 民法に規定する法定利率は、3年ごとに見直されることになっています。

※4 納期限の翌日から納付の日までの日数

下水道使用料のお支払いが納期限を過ぎた場合

【延滞金の計算方法】

延滞金^(※5)

= 下水道使用料未納金額^(※6) × 年当たりの割合^(※7) × 日数^(※8) / 365 日

※5 百円未満切り捨て、千円未満の場合は全額切り捨て

※6 千円未満切り捨て、2千円未満の場合は全額切り捨て

※7 納期限の翌日から1か月を経過する日までは2.5%、納期限の翌日から1か月を経過した日以降は8.8%を、それぞれの日数に適用

* 延滞金の割合は、当分の間、特例の割合が適用されます。

期間	本則	延滞金の割合の特例	令和3年中の延滞金の割合
納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	7.3%	延滞金特例基準割合 +1.0%	2.5%
納期限の翌日から 1か月を経過した日以降	14.6%	延滞金特例基準割合 +7.3%	8.8%

延滞金特例基準割合は、毎年1月1日に見直しが行われ、令和3年は年1.5%です。

※8 納期限の翌日から納付の日までの日数

お問い合わせ先

松江市上下水道局お客さまセンター ☎0852-55-4888

営業時間 8:30～17:15 土曜、日曜、祝日、年末年始休暇を除く

(電話によるお問い合わせは、8:30～19:00)